第十三号の三様式を次のように改める。

第十三号の三様式（第二十条関係）

表　縦十センチメートル　横八センチメートル

第　号

証明書

令和　年　月　日交付

所属

職名

氏名

市町村長印

右の者は、児童福祉法第十一条の十四第一項、第三十四条の八の三第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の十八第一項、第三十四条の十七の三第一項及び第五十六条の八第七項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

児童福祉法（抄）

第十八条の十六　（略）

②　第十八条の十六の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

③　第一項の規定により認められた権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条の十四　市町村長は、第二十一条の十一第一項の規定により行われる調整等のため必要な限度で、その必要な事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十四条の十七　市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等若しくは小規模保育事業等若しくは家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う者に対し、関係者に対して質問させ、若しくはこれらの事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第三十四条の十七の三　市町村長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童育成支援拠点事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはこれらの事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第三十四条の十八　市町村長は、第二十一条の十一第一項の規定により行われる調整等のため必要な限度で、その必要な事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六条の八　（略）

②～⑥　（略）

⑦　市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の設置者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧～⑬　（略）

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十三号の三様式の改正規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第十三号の三様式の改正規定の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　第十三号の三様式の改正規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。